

部 長 各 位

市 長

## 平成 30 年度予算編成の基本方針について

### 1. 国の動向

わが国の経済について、内閣府の月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

また、政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、6月9日に「経済財政運営と改革の基本方針2017」（「骨太の方針2017」）、「未来投資戦略2017」、「規制改革実施計画」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」を閣議決定した。

これらを踏まえて、7月20日に閣議了解された「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本方針」では、年金・医療費等については高齢化等に伴う増加額（6,300億円）を加算した範囲内での要求は認めるものの、合理化・効率化に最大限取り組むものとしている。そのほか、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」等を踏まえた諸課題について要望できることとし、重点化を進めている。

平成30年度においては、これら国の経済財政運営の動向に注視し、情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

### 2. 本市の財政状況及び予算編成基本方針

平成28年度普通会計決算では、実質収支が約3億9千万円の黒字となったが、基金からの繰り入れを考慮した実質単年度収支は約1.1億円の赤字となってい

る。さらに、経常収支比率についても、100.3%と前年度に比べ1.9ポイント悪化し、新市発足以来、初めて100%を超え完全に財政が硬直化している状況となった。

平成30年度の財政見通しは、歳入面では、市税の伸びが見込めない中で、普通交付税や特別交付税が減少するなど多くの歳入科目で減少が見込まれる。

一方、歳出面では公共施設等の老朽化・長寿命化対策や障がい者自立支援給付費、子ども子育て支援制度、後期高齢者医療費、介護保険給付費など社会保障関連経費の増加が見込まれるとともに、公共下水道事業特別会計や病院事業会計への多額の繰出しも引き続き必要となることから、極めて厳しい財政状況が予想される。

また、現在平成30年度から10年間を期間とする第2次長期総合計画の策定に取り組んでいるところであり、この計画で定められている目標達成にむけ各種施策を着実に推進するためのスタートの年となる。

以上のことから、平成30年度予算編成に当たっては、第2次長期総合計画の実現のため、各部長等が、市税などの歳入確保、物件費等の削減、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など行政サービスの「選択と集中」、「行政の効率化」を前提として第1次予算査定を行うこととする。

このように、全職員が本市の厳しい財政状況を認識し、英知を結集して「住んでよかった」、「住みたくなる」が実感できる「元気なまち橋本市」の実現に向けて取り組むこととする。

平成 29 年 10 月 11 日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

## 平成30年度予算編成要領

本市の財政状況は、財政健全化計画による年間 6 億円の一般財源確保に向け取り組んだ結果、平成 28 年度決算としては目標を上回る約 7 億 7 千万円の実績を確保した。しかしながら、経常収支比率は昨年度より 1.9%悪化の 100.3%と初めて 100%を超え、財政構造の硬直化は一層進んでいる。また、平成 29 年度は一般財源化基金を約 11 億円取り崩しての予算編成となるなど、極めて厳しい財政状況に変わりはない。

こうした中、平成 29 年度では、普通会計における今後の市債発行方針を定め、平成 30 年度からの 3 年間はその上限を年間 8 億円（特例債は除く）とし、後年度における義務的経費の削減に努めることとした。また、約 2 年が経過した財政健全化計画の見直しを予定しており、全ての経費を対象にその必要性を再検証し、更なる歳出抑制を図ることとしている。

平成 30 年度当初予算編成においては、健全化計画にかかる経費削減を確実に反映させるとともに、特に、昨年度削減目標額に届かなかった物件費等のランニングコスト削減に積極的に取り組むこととし、部長においては、提出済みの平成 30 年度物件費削減調書を反映させた要求とされたい。

編成作業にあたっては別紙基本事項及び留意事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いする。

なお、平成 30 年度当初予算要求は、財政課提出前の第 1 次査定を部長査定と位置付け、要求書は全て部長が査定を行ったものとして取り扱うこととする。各部における施策全般について優先順位を考慮のうえ、財政運営の健全化を念頭にメリハリのある予算要求をお願いする。

## 基本事項

- (1) 平成 30 年度当初予算は、平成 30 年 3 月に市長選挙が執行されるため、骨格予算を編成することとする。ただし、政策的経費（6 月補正対応となっているもの）以外は通年と同じように 1 年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算を注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。  
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。  
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 委託については、直接実施が可能なものまで安易に外部委託がされていないか業務内容について再検証をおこない、業務の専門性や経費削減効果が十分説明できるものとする。
- (5) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。  
なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、財政課に積極的に提案すること。
- (6) 事務事業評価結果を確認し、その目標値や評価等に基づき予算を要求すること。
- (7) 政策的事業については、政策調整会議（実施計画対策事業を含む）で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。  
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に政策企画室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。
- (8) 財政健全化を進める中で、従来からのスクラップアンドビルドを徹底す

べく、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削減に留まるだけでなく、原則として一つの新規事業につき、一つの事業の廃止を前提として予算要求し、適切な事務量とすること。

- (9) 職員数の削減については、職員採用計画に基づき実施することとする。  
なお、各課の職員配置数については、財政課においてヒアリングを実施し決定することとする。

また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。

- (10) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

- (11) 普通建設事業等については、「市債の発行方針」に基づき市債の発行が年間8億円を超えない範囲での事業費とし、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画（個別方針編）に基づき施設総量の縮減や長寿命化につながる事業に財源を優先配分する。また、普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。

なお、今後も大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。

- (12) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担をしたり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

- (13) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。

特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。

そのため、平成 30 年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の 2 分の 1 以内とする。

- (14) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。
- (15) 予算要求にあたっては、従来どおりの形式を踏襲することなく、必要性を十分に精査したうえで、特に経常的経費については一般財源ベースでの削減を念頭においての予算要求すること。
- (16) 予算要求は、提出済みの平成 30 年度物件費削減調書を反映させたものとし、要求書については、第 1 次査定として位置付ける部長査定を受けたものを提出すること。